

令和 4 年度当初予算編成方針

国の動向と地方財政

我が国では、令和 2 年度の 3 次にわたる補正予算及び令和 3 年度予算における予備費の活用を始め、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による厳しい影響から、国民の命と暮らし、雇用を守る万全の対応を行い、国民生活と経済を支え、失業率を主要先進国で最も低い水準に抑えてきている。

その一方で、人口動態としては少子高齢化が一層進むことが見込まれ、今後とも感染症に対して万全の対応を行うとともに、このような世界全体の急速かつ大きな変化に、スピード感をもって果敢に対応していくことが求められている。

また、今回の感染症は我々に大変厳しい試練を与えている一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けた変化が大きく動き始めている。

このような状況の中、今後の経済財政運営に当たっては、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組み、新たな成長の原動力となる分野への重点投資、民間の資金・人材の活用等により経済成長を促し、国・地方の役割分担の見直しを含め、経済・財政の一体的な改革を推進することで、600 兆円経済の早期実現と財政健全化目標の達成を目指すとしている。

国の令和 4 年度予算は、「令和 4 年度予算の概算要求の具体的な方針について」（令和 3 年 7 月 7 日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定。以下「基本方針 2021」という。）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとの方針を打ち出している。

具体的には、年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増（6,600億円）を加算した範囲内で要求。ただし、増額については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととしている。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、前年度当初予算の額の範囲内での要求とし、義務的性格の根拠を明示の上、要求することとしている。

また、年金・医療等に係る経費、義務的経費及び東日本大震災からの復興対策に係る経費を除くその他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算額の100分の90（「要望基礎額」）の範囲内で要求することとしている。

さらに、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を設け、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額の範囲内で要望を行うことができるとした。

そうした中、地方財政については、感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

国は、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、経済・財政一体改革を着実に推進し「令和4年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

県の動向

現在のところ、宮崎県の令和4年度当初予算編成方針は示されていない。令

和3年8月に公表された令和2年度一般会計決算のポイントによると、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存する脆弱な財政構造となっていることから、財政健全化指針に基づき県債残高の抑制を図るなど財政の健全性を維持しているが、現下の状況に鑑みれば、今後も医療提供体制の確保や県民生活を維持するための対策など感染症に係る新たな財政需要、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財政負担が見込まれている。

このような状況下においても、人口減少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、財政改革の取組を進め、健全な財政運営を行っていく必要があるとしている。

本市の財政状況

本市の財政状況は、令和2年度決算によると、財政健全化法関連の「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」については、いずれも早期健全化基準等に該当せず、引き続き良い状態を維持している。

しかしながら、ここ数年悪化傾向である「経常収支比率」については、令和元年度の95.5%から令和2年度は95.7%と0.2ポイント悪化している。

主な要因としては、分子である経常経費充当一般財源のうち、人件費は増であったが、公債費、扶助費及び物件費は減であったため、分子全体では、前年度より0.1ポイントの減となった。一方で、分母である経常一般財源は、譲与税・交付金等は増となったものの、地方税、普通交付税及び臨時財政対策債は減となり、分母全体では0.2ポイントの減となったことにより、経常収支比率の悪化に繋がった。

今後も、扶助費や指定管理料の増、感染症の影響による税収の減など、経常収支比率の各項目の悪化の傾向が更に強まることが予想されることから、財政構造が硬直化し、本市の財政状況はより一層厳しい状態が続くことが見込まれる。

歳出面では、感染症への対応や少子・高齢化の進展に伴う扶助費の増に加え、

将来的には、施設の老朽化に伴う維持補修経費、山之口運動公園や物産振興拠点施設の整備など大型プロジェクトに伴う公債費等の増、さらには、新たな施設の指定管理料などによる物件費の増も予想される。

一方、歳入面では、地方税収について一定の回復は見られるものの、リーマンショック以上とも言われる感染症の影響は大きく、感染症前の水準に満たないとの国の試算も示されていることから、これらの財源不足分を基金により補てんしていくことになると、将来的に基金の枯渇化は避けられない状況である。

このような極めて厳しい状況の下、予算編成作業においては緊急性・必要性・優先度の観点から、前例に捕らわれることなく、事業の根幹にまで踏み込んで徹底した議論と検証を行い、職員一人ひとりが明確なコスト意識を持ち、より効果的な事業へ見直しを行うとともに、場合によっては、市民や関係者に理解を求めながら事業の廃止や縮小、再構築を行うなど、いわゆる「選択と集中」に取り組むことが待ったなしの状況となっている。

加えて、南九州のリーディングシティとしての地位を確立し、「スマイルシティ都城」を実現するため、「第2次都城市総合計画（総合戦略）」や「第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる目標及び取り組むべき課題に向け、財政運営の基本に則り、限られた財源を効果的に活用した予算編成を行う必要がある。

第1 基本方針

令和4年度の当初予算編成に当たっては、自立的で持続可能な財政運営を基本とし、合併による普通交付税の合併算定替の逡減を踏まえ、長期展望に立った戦略的編成を行うため、市税や地方交付税等の歳入から見込まれる一般財源に見合った財源の枠配分を、引き続き行うこととする。

また、感染症の感染動向をはじめ、市民生活や市内経済への影響による課題・ニーズ等に加え、都城デジタル化推進宣言 2.0 に沿ったデジタル化の推進について、予算編成期間を通じて的確に捉えながら、令和4年度予算に盛り込む対策を検討し予算化を図ることとする。

各部局においては、本市の財政状況を十分に認識し、国・県補助金等の積極

的な活用など、新たな財源の創出等歳入の確保はもとより、感染症対策等、真に必要な施策に財源を振り向けていくため、徹底した「選択と集中」による事務事業の廃止・縮小・統合等を原則とするなど、主体的な判断に基づき、編成すること。

枠配分対象経費については、別途通知する枠配分額（一般財源）の範囲内での要求となるよう、部長及び総括担当を中心に部局内調整を徹底し、これを遵守するとともに、その他の経費についても適正に積算を行い要求することとし、総合計画の諸施策を着実に推進していくこととする。

第2 全般的事項

1 令和4年度当初予算は、各省庁の概算要求が示されたところであり、国の予算や地方財政計画等が未確定の段階にあるが、年間を通じて見込みうる全ての歳入歳出予算を要求すること。したがって、年度途中においては、災害関係経費及び制度改正に伴う経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わない。

なお、国・県補助事業についても、原則として追加補正は行わないので、補助金等の追加申請の必要が生じた場合等には、事前に財政課と十分な調整を図ること。

2 令和4年度の当初予算要求限度額は、以下のとおりとし、編成に当たっては地方財政措置の動向等に十分留意すること。また、枠配分対象事業については、別途通知する枠配分額（一般財源）の範囲内において要求すること。

(1) 投資的事業

主要事業査定において認められたもののみ要求すること。

道路、公園及び箱物等の建設計画に当たっては、「公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、将来的な利用人口の動向、建設後の管理運営費、維持補修費等将来の財政負担を十分認識し、行政の責任において設置すべきもの以外は、認めない。

また、資材単価や労務単価等の上昇に伴い、事業費が当初計画より大幅

に増加している事例が、多数見られることから、事業費の積算・見積りに際しては、慎重な数値の把握に努め適切な額を計上すること。

なお、建設の仕様については、長期的な維持管理面での視点を優先し、コスト削減を図るとともに、無駄のないよう留意すること。特に、箱物の建設に当たっては、「公共的建築物の設計基準」（「ライブラリ」－「010_総合政策部」－「040_財政課」－「01_予算編成」）を遵守すること。

(2) その他の経費

全ての事務事業についてゼロベースから見直しを図ること。

枠配分対象事業については、事業継続の必要性など制度の根幹まで踏み込んだ見直しを行い、不急・非効率的な事業は廃止又は凍結し、「選択と集中」による事業の重点化を図るとともに、歳出の抑制をなお一層図ること。

なお、見直しの際には、都城デジタル化推進宣言 2.0 に沿って、デジタル化の推進による事業等の効率化等を図り、市民サービスの向上に繋がる手段を模索すること。

3 投資的経費、指定した施設等の維持補修費、スマイルシティ創造枠経費以外の主要事業査定において認められた令和4年度新規事業については、一般財源枠対象経費とする。

4 感染症への対応など緊要な経費については、別途所要の要求を行えることとする。感染動向等をはじめ、市民生活や市内経済への影響、国県の動向などを注視し、令和3年度下半期の補正予算対応も考慮に入れながら検討すること。

5 インセンティブ予算については、「インセンティブ予算申請書」に基づき算定された額を上限として予算計上を認めるが、インセンティブ枠充当事業については、事業内容・効果等について十分精査すること。

なお、この予算については、基本的に単年度のみので留意すること。

- 6 新規事業及び事務事業の増大に伴う会計年度任用職員等の雇用は、別途、総合政策課からの決定通知に基づくもの以外は認めないので、事業の立案段階からスクラップアンドビルドによる事業構築を原則として、人員はもとより財源についても、現在配分されている既存資源（職員及び予算枠）の有効活用を図ること。
- 7 事業の計画に当たっては、国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割についての的確に判断し、行政の責任分野と負担区分を明確にすること。その上で、市費継ぎ足し補助の廃止徹底を図ること。
- 8 総合支所の各課は、予算要求に当たって、本庁及び総合支所間の関係各課において連絡を密にし、遺漏のないよう注意すること。なお、同一事業や国・県補助事業等については、取りまとめの課で予算要求となるので、関係する課の担当者と十分な協議を行った後に予算要求を行うこと。

第3 歳入に関する事項

- 1 市税については、本市の財政運営を左右する根幹的収入であることを認識し、コロナ禍による経済情勢の動向、人口や市民所得の推移、税制改正の動向、過去の実績等を勘案の上、適正な年間収入見込額を計上すること。
また、常に課税客体、課税標準の的確な把握と徴収率の向上に努め、所要額の確保はもとより増収確保を図ること。
- 2 地方交付税及び地方譲与税については、地方財政対策、地方財政計画の概要等国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上すること。
- 3 分担金及び負担金については、事業の性格、受益の限度、他市の状況等を十分検討し、負担割合の適正化を図るとともに、年度内において適切な納期を設定し、収納率の向上に努め、適正な収入見込額を計上すること。

4 使用料及び手数料については、経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即応して、負担の公平を期する見地から、原則として3年以上据え置いているものについては見直しを行い、適正な収入見込額を計上すること。条例改正等により、使用料等の改正を行った場合は、それを反映させること。

なお、特定の行政サービスを提供しながら使用料等を徴収していないものについては、他市の状況等を考慮の上、その徴収を検討すること。

5 国・県支出金については、国・県の予算編成の動向を把握するとともに、全ての補助制度を再度洗い直し、その財源の積極的な確保に努めること。

国庫補助負担金については、国において、感染症への対応のため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、大胆に重点化するとされているので、国の予算編成の動向等に十分留意すること。

県補助金については、県の財政状況に鑑み、動向等に注意しつつ情報収集に努めること。

なお、予算要求に際しては、最新の情報に基づき要求するとともに、県内他市や類似団体等と歩調を合わせること。

6 市債については、将来において一般財源からの償還となること及び財政の健全化を確保するため、可能な限り発行額の抑制に努めることとし、投資的経費の縮減・重点化を図り、適正な充当見込額を計上すること。

なお、交付税措置のない市債については、基本的に予算計上を見送ることとするため、予算計上に当たっては、十分留意すること。

7 財産収入については、財源の現況を的確に把握するとともに、「都城市における公有財産等の有効利活用計画」（「ライブラリ」－「010_総合政策部」－「040_財政課」－「06_公会計」－「03_利活用関係」）に基づき、適正な価格による具体的な個別利活用計画を立て、収入の確保を図ること。

8 過年度収入については、整理計画を立て、積極的に収入の確保を図ること。

- 9 その他の収入については、零細又は捕捉が難しい収入にあってもなおざりにすることなく、収入の拡大と確保に努め、その収入の全てを当初予算に計上すること。

第4 歳出に関する事項

- 1 人件費は、財政上大きなウエイトを占め、その動向は財政運営に重大な影響を与えることから、定員適正化計画に基づいて定数の削減を行うとともに、法令等の改正、施設の新増設に伴うものなどについても積極的な事務の簡素合理化に取り組み、事務事業の民間委託、既定事業の整理統合、部内調整による職員の配置換え等により対応すること。

なお、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入され、人件費の大幅増に繋がっていることから、その必要性や適正な勤務形態及び適正配置等を改めて検討した上で要求を行うこと。

- 2 義務的経費のうち、扶助費については、今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、県内九市の水準等も踏まえ、給付水準や助成対象について見直しを行うこと。

- 3 予算編成時の財政計画では、令和4年度予算においては、例年にも増してかなりの財源不足が見込まれている。令和2年度決算の状況や令和3年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に向けて取り組むとともに、将来的にはこれまでの節減対応では全ての事業の実施は不可能であることから、廃止を含めた見直しに現段階から着手すること。

- 4 国・県補助事務事業費については、補助金負担金の廃止・縮減の動向を十分把握するとともに、事務事業の緊急性・効果等を検討の上、受け入れに当たっては厳正な選択を行うものとする。特に、以下の事項に十分留意すること。

- (1) 国・県補助金が廃止されるもののうち、地方へ税源移譲されないものについては、市費振替は認められないので、事業そのものを廃止すること。
 - (2) 国・県補助金が廃止・縮小されるもののうち、地方へ税源移譲されるものについても、徹底した見直しの上、効率化を図ること。
 - (3) 国・県補助金が統合・メニュー化されるものについては、対象事業の緊急性、効果等を十分検討し、また、市費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処すること。
 - (4) 事務費については、補助事業の対象とならないものが増えているので、計上に当たっては、必要最小限とすること。
- 5 物件費については、需用費の節減、旅費の効率的運用、その他全般的な節減に努めることとし、予算要求に当たっては、「令和4年度予算編成の手引き」（「ライブラリ」－「010_総合政策部」－「040_財政課」－「01_予算編成」－「令和4年度当初予算編成事務に関する資料」）によること。
- 特に、食糧費については、その性質上、より厳格な取扱いが求められるので、その必要性等を十分吟味し、社会通念の範囲を超えることとしないよう留意の上、一層の節減に努めること。
- 6 市単独補助金については、補助目的・効果等について、補助金カルテ（「ライブラリ」－「010_総合政策部」－「040_財政課」－「07_主要事業関係」－「補助金カルテ」）を活用し、可能な限り客観的な分析・再検討を加え、徹底した整理合理化を行うこと。
- なお、市単独補助金については、引き続き次の点に留意すること。
- (1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果の少ないもの及び末端の補助金が零細なものについては、必ず廃止すること。特に、長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、廃止、縮小を図るよう努めること。
 - (2) 国・県補助事業に対する市費継ぎ足し補助金については、制度上義務付けられているもの以外は、原則として認めない。

- (3) 協議会に対する報酬及び食糧費的な補助金は、原則として認めない。
 - (4) 団体に対する運営費補助金については、実績報告書により効果を検証するとともに、団体自体における自主財源の強化、経費支出の効率化を指導すること。その上で、努めて補助金の縮小を図ることとし、新規補助金については措置しないこと。
 - (5) 育成補助、奨励補助等については、必ず終期を設定し、終期の到来した補助金については、要求を認めない。なお、特定の奨励的補助金については、事業効果等検討の上、融資制度への切替え措置を講じること。
- 7 諸施設の老朽化に伴い維持補修費の増嵩が見込まれるが、予算要求に当たっては「施設等維持補修計画表」(「ライブラリ」－「010_総合政策部」－「040_財政課」－「01_予算編成」)を作成し、1件100万円以上のものについては、主要事業査定を受けるとともに、平準化を図り、緊急性のあるものから要求すること。

第5 特別会計・企業会計等に関する事項

- 1 特別会計・企業会計については、前記事項に準ずる。
- なお、特別会計においては、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることを原則としているため、使用料等の見直しを行い、収入の適正化と経営の合理化、経費の節減等を図り、一般会計からの繰入金に依存しないように健全な運営に努めること。
- 特に、収支不均衡により一般会計からの繰入を行っている会計については、財政見通しを策定し、使用料等の増額を図るとともに、繰入の是正に努めること。
- 2 市が出資している公社・法人等についても、市の予算編成方針に準じて編成することとし、特に、長期的な見通しに立って経営の合理化と健全財政に努め、予算編成においても安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導すること。